

防衛省職員給与法改正案

【防衛省の職員の給与等に関する法律の改正①・②】

<立法の背景・趣旨>

防衛省の職員の給与等については、防衛出動手当の額を定める政令が未制定であるほか、現在の自衛官の給与体系は自衛隊の任務・リスクを正しく評価するものではないという問題がある。

→ このような現状を改める必要がある。

- ① 政府は、この法律の施行後6月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、防衛出動手当（防衛出動基本手当・防衛出動特別勤務手当）の額を定める政令を制定するものとする。
- ② 政府は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

現 行

改 正 法

平成15年に防衛出動手当が導入されたが、現在まで、その額を定める政令が未制定である。



改正法①

政府は、この法律の施行後6月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、防衛出動手当の額を定める政令を制定するものとする。

現在の自衛官の給与体系は、自衛隊の任務・リスクを正しく評価するものではない。



改正法②

政府は、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討・その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。